

## 議案第2号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成30年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

職員の休職に関する手続及び効果について見直しを行うとともに、分限処分の内容を記載した書面の交付を受けるべき職員の所在を知ることができない場合における書面の交付手続を定めるほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定に基づき、職員の失職の特例について定めるため、条例の一部を改正するものである。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第2条第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は同条第2項第1号」を「においては医師2名を、同条第2項第1号」に、「、医師2名」を「医師1名」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を富津市公告式条例（昭和46年富津市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示の日から2週間を経過した時に書面の交付があったものとみなす。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、復職した職員が復職した日以後6月（精神疾患にあっては1年）以内に同一又は同一とみなされる傷病により休職するときは、任命権者は、前後の休職の期間を通算した上、休職の期間を定める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認めたときに限り、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条

第1項の規定は、施行日以後に復職した職員について適用する。この場合において、当該職員の施行日前の休職の期間（施行日を含む休職の期間に係る施行日前の期間を除く。）は通算しない。